

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症に係る自家診療の自粛について（お願い）

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」につきましては、依然として感染拡大が続いております。

今般、一部の組合員の先生方から、新型コロナウイルス感染症によって、自院で医師国保組合被保険者に対し、“PCR検査を行った場合の保険請求は出来ないか”とのお問い合わせや、“PCR検査を行う場合の保険請求を認めてほしい”との要望がありました。

本件につきまして、役員会で協議いたしました結果、

本組合では、「運営規程 第13条（自家診療）」により「組合員が、自家において、当該組合員、被保険者である家族又は准組合員を診療した場合は、療養の給付を行わない。」としております。

新型コロナウイルス感染症への対応として、①医業経営の影響を鑑み昨年10月分からの基礎保険料を減額していること、②国の財政支援による傷病手当金支給要件の拡大を行っていること、③自家診療の自粛要件により検査は自院外で行うものと認識されている組合員も多く公平性の担保が出来ないといったことから、本件につきましても同様の対応とさせていただきます。

医療提供体制の確保や、自院外で検査を行うことの感染拡大リスクの軽減など、事情はお察しいたしますが、どうかこの趣旨にご賛同のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

本組合は、医療保険者でありながら医療提供者でもある組合の特殊な事情を慮り、健全な事業運営を行う上で「自家診療の自粛」は必要な措置であるとして設立当初から規定し遵守いただいております。他の医療保険者より安価な保険料設定等を守るための医師国保組合特有の仕組みであります。これは、他の医師国保組合でも同様の考えで自家診療の自粛をお願いされておりますことを申し添えます。

〔補足〕自家診療における制限

- ① 組合員が自己に対して療養を行ったとき
- ② 組合員がその世帯に属する被保険者に対して療養を行ったとき
- ③ 組合員が当該組合員に雇用されている従業員に対して療養を行ったとき
- ④ 同一保険医療機関(分院を含む)において、他の医師が当該組合員及びその世帯に属する被保険者に対して療養を行ったとき
- ⑤ 同一保険医療機関(分院を含む)において他の医師が、開設者である組合員に雇用されている従業員に対して療養を行ったとき

2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金の支給を行うことと致しました。(組合規約第16条の2)

申請対象期間は令和2年1月1日から令和3年3月31日までとなっております。

なお、本傷病手当金の支給を受けるためには以下の要件で申請が必要となります。申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合のホームページにも掲載しております。詳細は、島根県医師会報令和2年9月号をご参照ください。

3. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。接種後はお早めに申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

4. 「令和2年 保険料領収証明書」について

本組合では、例年に所得税等確定申告用の証拠書として「保険料領収証明書」を組合員の皆様宛てお送りしておりますが、令和2年分は組合システムの改修により確認作業に時間を要するため通知の発送が1月下旬となります。証明書到着までの間の参考として下記のとおり年額保険料をお知らせ致しますのでご利用ください。

被保険者 区 分	月 額			年 額 (1月から12月まで加入された方)	
	保険料 ① 〔基礎分〕	保険料 ② 〔後期高齢者 支援金分〕	介護保険料 ③ 〔40歳から 64歳の方〕	40歳未満の方 65歳～74歳の方 ①'×9+①"×3 +②×12	40歳～64歳の方 ①'×9+①"×3 +②×12 +③×12
組合員	①' 1～9月 32,000 円 ①" 10～12月 31,000 円	4,500 円	5,000 円	435,000 円	495,000 円
組合員 家 族	①' 1～9月 8,000 円 ①" 10～12月 6,000 円	4,500 円	5,000 円	144,000 円	204,000 円
准組合員 (従業員)	①' 1～9月 8,500 円 ①" 10～12月 6,500 円	4,500 円	5,000 円	150,000 円	210,000 円
准組合員 家 族	①' 1～9月 7,500 円 ①" 10～12月 6,000 円	4,500 円	5,000 円	139,500 円	199,500 円

区 分	月 額	年 額 (1月から12月まで 加入された方)
後期高齢者組合員 (75歳以上の医師)	2,000 円	24,000 円

- 注) 1. 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付していただいています。
 2. 令和2年途中で以下に該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。
 ・途中で医師国保に資格取得された方、資格喪失された方
 ・40歳になった方または65歳になった方
 ・75歳になった方

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～
 島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>